

# 立川市中小事業者物価高騰等緊急支援金 よくあるお問い合わせ【Q&A】

※よくあるお問い合わせは随時更新いたしますので、ご注意ください。

## 1.申請方法等について

Q1-1 本支援金の申請書はどこで入手できますか？

A 立川市ホームページからダウンロードしてご利用ください。  
紙の申請書は市役所1階総合案内、市役所2階産業振興課(48番)、立川駅窓口サービスセンターで配布しています。

Q1-2 受付期間は？

A 令和4年9月1日(木)から令和4年12月23日(金)まで(消印有効)となります。

Q1-3 申請方法は？

A 郵送でのご提出にご協力ください。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)  
《宛先》 〒190-8666 立川市泉町1156-9  
立川市役所産業振興課 中小事業者物価高騰等緊急支援金担当 宛  
※「料金受取人払」の様式を封筒に貼っていただければ、切手は不要です。

Q1-4 本支援金はいつ受け取れますか？

A 書類に不備等がなければ、申請受理から概ね3週間程度を見込んでいます。

## 2.対象者について

Q2-1 本支援金の対象となる中小事業者とは？

A 本支援金の対象となる中小事業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人または個人(下表)、中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人をいいます。

主な業種	資本金(出資金額) 又は 従業員数
製造・建設・運輸業、その他	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下

Q2-2 業種の指定はありますか？

A 業種の指定はありません。  
ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する者は除きます。

Q2-3 法人で本店所在地が市外にあっても、対象となりますか？

A 法人市民税を立川市に納めている場合は対象になります。ただし、立川市内にある事業所や営業所でかかった経費のみが本支援金の対象となりますので、支援金の算出根拠となる支援額算定経費の計算にはご注意ください。

Q2-4 個人事業主が事業(不動産経営含む)を行っているかの判断基準は何の収入によりますか？

A 原則として、令和3年分の確定申告書における主たる収入が、事業収入と不動産収入の合計であることとしています。

Q2-5 主たる収入はどのように判断しますか？

A 原則として収入全体のうち、最も大きい割合を占めるものを主たる収入と判断します。

Q2-6 申請要件に「令和3年分確定申告(所得税)における事業収入と不動産収入の合計が主たる収入であること。」とあります。新型コロナウイルス感染症特例を受ける場合にこの要件はどうなりますか？

A 新型コロナウイルス感染症特例を受ける場合は、特例を適用する確定申告(所得税)の年分の主たる収入によって判断します。

特例を適用する年分	申請要件となる主たる収入
平成31年	平成31年分確定申告(所得税)における事業収入と不動産収入の合計
令和2年	令和2年分確定申告(所得税)における事業収入と不動産収入の合計

Q2-7 個人事業主の場合、不動産収入は対象となりますか？

A 個人事業主で、不動産収入を主たる収入としている方も本支援金の対象です。

Q2-8 フリーでシステムエンジニアの仕事をしていますが対象となりますか？

A フリーランスの方も対象となります。フリーランスの方が居宅以外に事務所を設けていないときは、居宅を事務所とみなすことができますので、運転免許証等の写しをご提出ください。また、事業内容がわかるホームページなどの提出をお願いする場合があります。

Q2-9 年金をもらいながらの事業者は対象となりますか？

A 原則としては、収入の過半を占める事業を主たる事業と判断しますが、雇用関係による給与収入や不動産収入とは異なる取り扱いとします。仮に事業収入よりも多い年金収入を得ていたとしても、事業の実態が確認でき、かつその他の要件に適合する場合には、本支援金の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

Q2-10 申請日時時点で事業を辞めている場合は対象になりますか？

A 申請日時時点で廃業している場合は、対象になりません。

Q2-11 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか？

A 対象になりません。事業所(店舗等)ごとでなく事業者で1回のみ申請できます。

Q2-12 創業して1年未満の場合、対象になりますか？

A 令和4年1月1日時点において創業していれば対象となります。説明書「5 創業者特例について」をご確認ください。

### 3. 支援額算定経費について

Q3-1 立川市外にも事業所(店舗等)があります。  
その場合の支援額算定経費の対象は、法人全てにかかったものですか？

A 支援額算定経費の対象となるのは、市内営業所の分だけとなります。  
立川市外にも事業所がある場合、その分の経費は支援額算定経費の対象とはなりません。

例) 法人全体の支援額算定経費の対象経費 : 100  
      うち市内事業所分 : 80  
      うち市外事業所分 : 20      支援額算定経費 = 80となります。

お手数ですが、市内事業所分の支援額算定経費を出し、その上で支援金額を算出してください。

それに伴い、支援額算定経費を証明する書類については、市内事業所分であることを証明できるもの(市内事業所分の領収書など)をご提出ください。

Q3-2 新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年はあまり経費がかかっていません。  
そうした場合には何か特例などありますか？

A 新型コロナウイルス感染症特例がございます。  
説明書「3. 支援額算定経費」中にある新型コロナウイルス感染症特例の項目をご確認ください。